

被ばく限度基準の無法状態

2015年1月23日

筒井哲郎

1. 被ばく限度基準における経済性の顧慮

1) 問題の所在

現在の法体系の中には、一般公衆に対する放射性物質による大気汚染（空間線量率）、外部被曝、内部被曝などに対する許容基準値の規定がありません。福島事故以後、政府はICRPの幅のある（状況に応じてどのようにも変更可能な）Recommendationに従って、福島県の地元の人々に対して20mSv/yの空間線量率を「安全だ」と言い、早期帰還を強行し、自主避難者には賠償打ち切りを行っています。結果として、福島県内の地元住民は、原発敷地内労働者と同等の被ばく基準を適用され、かつ労働者が受けている放射線管理サービスをすら受けることができないという過酷な状態に追いやられています。

これに対して、現実には経済上の理由とか、高齢者の帰還願望とか様々な事情によって、市民側でも一律に避難基準を主張しにくい事情があります。これは政府の責任回避のための強引な帰還政策や、東電の被害者に対する賠償責任回避につながっています。そして、市民の人権が踏みにじられているのが現状です。

2) 化学物質による公害との比較

わたしは仕事柄、化学工場から発生する公害に強い関心を持ってきました。そして、大気汚染防止法や水質汚濁防止法が制定された経緯を思うと、官庁も事業者も忠実にそれを守ってきたという認識です。ところが、放射能汚染はそれら化学物質同様に規制する予定であったことを示す環境基本法第13条を削除してしまったということ、そして現在は、原発の経済的な利益との兼ね合いでALARA原則（As Low As Reasonably Achievable）で市民は被ばくを受け入れるべきだという原子カムラの論理がまかり通っているということを改めて痛感しました（注1）。そこで、放射能汚染も市民にとっては化学工場からの公害と何ら違いはなく、同一の強い公害意識と規制があるべきだと思いました。原子力の世界は、公害問題を克服する以前の、水俣病やイタイイタイ病を原因不明の風土病とみなしていた時代の認識に先祖返りしています。したがって、公害問題の教訓を学んだ1970年代以降の社会規範にあわせる必要があります。つまり、60年代の「無法状態」から、70年代以降の「法治状態」に脱皮しなければなりません。

以下に、化学工場からの公害について、わたしの個人的な体験を書かせていただきます。

2. 病気の受容

わたしの叔父は1943年（第2次大戦中）に20歳前後で、結核によって死にました。また、わたしの姉妹ふたりは、それぞれ幼児期に疫痢で死にました。当時は、結核やチフスで命を落とす人、疫痢で急死する幼児など、人生半ばの病死割合がずいぶん高い時代でした。

1960年にわたしは大学に入学して間もないころ、皮膚の痛みを見てもらいに東京の大手病院の皮膚科へ行きました。医者からは「わからないなあ。君はどこ出身かね。これは北陸の風土病かもしれないね」と言われました。その時代は「水俣に不可解な風土病がある」と新聞に書かれていました。イタイイタイ病も、カネミ油症も、森永ヒ素ミルクも、出だしはそういう扱いでした。

現在、放射能汚染の受容を迫る政府・福島県・学会・電力業界の態度は、放射能起因の病気を原因不明と強弁して、1960年以前の病気受容姿勢を市民に押し付けているとしか見えません。

3. 化学工場の操業停止

1964年にわたしは石油・化学プラントを建設する会社へ入り、2年間川崎市のコンビナートに近い産業道路沿いの工場へ通いました。一帯は今日テレビで見る北京と同様の濃い大気汚染が立ち込めていました。そして、川崎喘息、四日市喘息が社会問題として大きく取り上げられていました。

1969年から70年にかけて、東洋エチルの四エチル鉛製造工場の建設プロジェクトに参加しました。建設現場でも1年近く働きました。そして、71年1月から試運転に入る予定でしたが、アメリカ政府、ついで日本政府が有機鉛のガソリン添加を禁止する決定を下したので、71年初めにこの工場を動かさないまま閉鎖することが決定されました。このことにわたしたち技術者は強い衝撃を受け、職業倫理を考えさせられました。

1973年から2年半の間、日本鋼管福山製鉄所の現場に勤めて、粉塵対策設備を設計・建設しました。当時、山陽本線の列車からは、製鉄所の上空に傘雲のような粉塵の覆いが見えていました。その折、顧客の責任者から言われた言葉は「この粉塵飛散を一日も早く解決しないと、福山市から操業差し止め命令を受ける。何とかしてもらいたい」というものでした。その時代、装置産業の会社は必死で市民から公害企業という悪評を受けないように設備投資をし、操業に気をつけるようになっていました。

4. 環境法

大気汚染防止法が1968年に、水質汚濁防止法が1970年にできました。いずれも、汚染物質の排出基準を決め、懲役・禁錮・罰金などの罰則も決めています。また、地方自

治体はそれぞれの会社と公害防止協定を結んでおり、工場がそれに違反した場合には操業停止をするという約束をしています。

他方、放射性物質については、かつては同種の規制を行う必要があるという認識に立っていながら不作為のまま放置し、いざ必要になったらその痕跡も削除するというあくどいやり方をしています。福島の人たちは甚だしい理不尽の環境に突き落とされています。

注 1.中川保雄『放射線被曝の歴史』明石書店、2011年、P.123